

体育館の剥離した床板の一部が児童の臀部に刺さり負傷する事故が発生しました。については、利用者の安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。また、各施設において、維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報提供願います。

事務連絡

令和7年1月10日

各都道府県教育委員会施設主管課  
各指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県私立学校施設主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立大学施設担当部課  
各国公私立高等専門学校施設担当部課  
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課  
各都道府県スポーツ施設主管課  
各指定都市スポーツ施設主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

#### 体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について

標記については、平成29年5月29日に公表された、消費者庁の消費者安全調査委員会による事故等原因調査報告書（以下「消費者庁報告書」）を踏まえ、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成29年5月29日付29施企第2号）（別添1）等により、維持管理における取組をお願いしているところです。

今般、令和6年12月に東京都内の小学校の体育館において、学校開放利用団体が活動中、団体に所属する児童の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生しました（別添2）。

消費者庁報告書において、事故の発生を未然に防ぐための有効な点検の方法として、「点検を行う際、塗膜の剥がれや、床板の欠けや割れ、床金具の異常、床下地の状態を確認することや、スポーツ時の滑り抵抗、ボールの弾み等についての確認は重要である。目視の場合は、担当範囲を定める、又は複数の目で見る、目視だけではなく、ストッキングをかぶせたモップ等を使用する等があり得る」とされており、また、不具合を発見した場合の対処として、「床板の不具合を把握した場合には、運動時に危険がないよう、テープを貼る等の応急処置や利用禁止の処置をした後、できるだけ速やかに専門業者に相談すべきである」とされています。

体育館の所有者及び管理者におかれては、改めて別添1の内容をご確認いただくとともに、「学校における安全点検要領（令和6年3月）」（別添3）も参考として、事故の

防止対策を一層推進していただきますようお願いいたします。

なお、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められております。学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」（別添 4）を参照の上、文部科学省への情報通知にご協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は、事故等の内容に応じて情報通知先の各担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校施設主管部課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県スポーツ施設主管課におかれては、所管の社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知すると共に、域内の市区町村スポーツ施設主管課を通じ、市区町村所管の社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いいたします。

(別添 1) 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成 29 年 5 月 29 日付 29 施企第 2 号）

(別添 2) 東京都内の小学校体育館における事故の概要

(別添 3) 学校施設の安全点検要領の概要

(別添 4) 消費者事故等の通知について

(参考)

○消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 -体育館の床板の剥離による負傷事故-（平成 29 年 5 月 29 日消費者安全調査委員会）

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/pdf/report\\_010\\_171228\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_171228_0001.pdf)

**【本件連絡先】**

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111（内線 2292） E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（社会体育施設での一般利用時における事故等について）

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設企画係

電話：03-5253-4111（内線 3773） E-mail：stiiki@mext.go.jp



29施企第2号  
平成29年5月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長  
各指定都市教育委員会施設主管課長  
各都道府県施設主管課長  
各指定都市施設主管課長  
各都道府県私立学校施設担当課長  
各国公私立大学施設担当部課長  
各国公私立高等専門学校施設担当部課長  
各大学共同利用機関法人施設担当部課長  
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長  
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

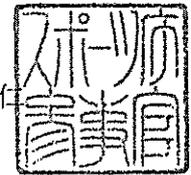
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長  
山川 昌



(印影印刷)

スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
仙台 光



(印影印刷)

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）では、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、体育館の床から剥離した床板による負傷事故について、平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが、この度、調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」）がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると、体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に7件確認されたこと、また、当該事故は新しい体育館でも発生していることから、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥

の影響が考えられ、体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから、体育館の所有者及び管理者におかれては、報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の実施等を実施するようお願いします。

## 記

### 1 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃及び特別清掃<sup>\*1</sup>により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは、行うべきではないことなど、報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1 日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

### 2 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、フローリング等の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

### 3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、上記1及び2について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格<sup>\*2</sup>を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。

※2 体育施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター）で指定項目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

### 4 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、計画に基づいて体育館の

木製床の改修を行う。また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には、施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど、設計者及び施工者に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。

#### 5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。

なお、今後、文部科学省及びスポーツ庁において、上記1から5までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので、あらかじめお知らせします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いいたします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、周知するようお願いいたします。

#### (本件連絡先)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課  
環境施設企画係 島岡・古田  
電話：03-5253-4111（内線2288）  
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付  
施設企画係 山本  
電話：03-5253-4111（内線3773）  
E-mail：stiiki@mext.go.jp

#### 【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は、消費者庁のホームページで閲覧できます。

([http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/](http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/))

## 東京都内の小学校体育館における事故の概要

### 1. 事故発生の経緯

令和6年12月下旬、東京都内の公立小学校の体育館において、児童1名の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生した。

### 2. 事故及び体育館施設の状況

- ・学校開放利用団体の活動中、団体に所属する児童1名の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生。
- ・体育館施設は築10年である。
- ・事故発生箇所以外にも、数十カ所の床板のへこみを確認。現時点では、直ちに負傷に繋がる剥離箇所は認められないものの、事故予防のため早急な修繕が必要であることを確認。



床板が剥離した箇所  
大きさ：7 cm × 0.6 cm（最も幅広の箇所）

### 3. 教育委員会の対応

事故発生後の緊急対応として、以下の措置を実施した。

- ・事故の発生後、式典等利用を除き当該体育館の利用を禁止
- ・破損個所の緊急修繕を実施
- ・域内の全公立小中学校に対し、同様の剥離箇所の有無について実態調査を実施（要修繕箇所が見つかり次第、緊急修繕を実施していく）

### 4. 教育委員会による再発防止策

現在も学校職員による日常点検・学校用業務委託による清掃を行っているが、改めて適切な体育館床の点検や管理方法（水ぶき・ワックス掛けの禁止等）について周知し、徹底を図る。

# 参考となる「安全点検の取組事例」

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載しています。



# 学校における安全点検要領

## 安全点検要領の目的

この「学校における安全点検要領」は、学校における事故を防止するため、学校及び学校の設置者等が連携して、質の高い実効性のある安全点検を行っていき参考となるよう作成したものです。

学校における事故は、学校の施設設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生しています。

そのため、学校における安全点検においては、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を校内で共有することなどにより**事故発生のリスクを把握**し、定期的安全点検だけでなく、日常的安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなります。このことを踏まえ、本安全点検要領では、それらの**安全点検を行う際の視点や点検の方法**、さらに、**専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組**などを紹介しています。

学校においては、安全点検を実施する際や事故防止の校内研修、学校設置者等においては、学校施設の維持管理を行う際などに、ご活用ください。

## 安全点検要領の内容

この「安全点検要領」は、ウェブ公開しており、「いつでも」、「どこでも」、「短時間」で、安全点検の方法を「見て」、「学び」、「実践」できるよう工夫しています。今後も、学校が参考となる情報を適宜、更新していきます。

主に、以下の内容で構成されています。

- 安全点検実施の考え方**
  - 点検体制、設置者との連携、専門家活用など
- 安全点検の種類と対象**
  - 点検の視点、対象の考え方、点検の頻度や方法など
- 事故等情報の共有**
  - 重大事故事例からの分析、ヒヤリハット事例収集など
- 安全点検表等の活用**
  - 編集可能な点検表・集計表、ヒヤリハット報告様式サンプルを紹介
- 安全点検の方法の解説**
  - 場所、箇所ごとに具体的な点検方法を映像等で紹介
- 安全点検取組事例**
  - 専門家活用や教職員の負担軽減策等、多数掲載

**【ウェブトップページ・イメージ画面】**

### 学校における安全点検要領

この安全点検要領は、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することをねらいに、学校現場における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、学校における施設・設備の定期や日常的安全点検に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、先進的な取組事例などを掲載しています。

【リーフレット版】 【全体版】

**安全点検要領について**

- 掲載ページ一覧
- 点検要領の作成目的
- 点検要領の構成
- 消費者安全調査委員会からの意見

**安全点検実施の考え方**

- 児童生徒等の安全確保のための安全点検と一体的な取組
- 学校における安全点検のPDCAサイクル
- 安全点検の実施体制と実施の流れ(例)
- 改善措置と計画的な整理整備

**安全点検の種類と対象**

- 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検(種類)
- 「日常的安全点検」の実施の考え方
- 状況における安全点検を行う対象の考え方
- 点検の頻度と方法

**事故等情報の共有**

- 事故発生のリスク(日本スポーツ振興センター災害共済給付事例を基に)
- ヒヤリハット事例の活用

**安全点検表等の活用**

- 安全点検表の作成にあたって
- 安全点検表作成のベースとなる点検の観点
- 安全点検表及び集計表(様式サンプル)
- 事故、ヒヤリハット、気づき報告書(様式サンプル)

**安全点検の方法の解説**

- 解説の活用しかた
- 場所ごとの安全点検の方法の解説(解説映像付き)

**安全点検取組事例**

- 専門家を活用した安全点検
- 教職員の負担軽減に資する安全点検
- 児童生徒等の視点を取り入れた安全点検
- 防災的視点や防災意識を高める安全点検
- DX化サイクルをかけた安全点検
- 実効性のある安全点検の組織的な取組

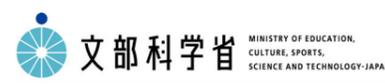
**安全点検参考資料**

- 安全点検に関する通知
- 安全点検の参考となる資料
- 安全点検要領の検討に関する会議

※トップページから見たい項目をクリックすると関連の画面が表示されます。

右のアドレス、QRコードから活用できます

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>



### 栃木県大田原市 内製化(インソーシング)による点検と修繕

運動の取組  
大田原市教育委員会は、市内小中学校の施設について、建築基準法等に基づき安全点検を定期的に実施しているが、修繕等を行うための費用が膨大となっていた。そこで、市内の職員のスキルを活用し、点検と修繕を一括して実施することにより、コスト削減と点検の効率化を図っている。

運動の取組  
点検と修繕を一括して実施することにより、コスト削減と点検の効率化を図っている。

運動の取組  
点検と修繕を一括して実施することにより、コスト削減と点検の効率化を図っている。

### 秩父市立秩父第一中学校 安全点検のDX化による教職員の負担軽減

運動の取組  
2023年6月より1日1回の定期安全点検のDX化に取り組んだ。点検表に記入する項目が自動で入力され、点検結果も自動的に集計される。また、点検結果が自動的にメールで通知される。これにより、教職員の負担が軽減されている。

運動の取組  
点検表に記入する項目が自動で入力され、点検結果も自動的に集計される。

運動の取組  
点検表に記入する項目が自動で入力され、点検結果も自動的に集計される。

### 大阪教育大学附属池田中学校 生徒との「共創」による学校の安全確保

運動の取組  
本校における安全確保は、生徒とともに作り上げていく。生徒が安全確保の意識を持って、点検を行うことで、学校の安全確保が実現されている。

運動の取組  
本校における安全確保は、生徒とともに作り上げていく。

運動の取組  
本校における安全確保は、生徒とともに作り上げていく。

### 東松島市立赤井南小学校 「地域住民」の協力を得て実施する安全点検の持続可能な取組

運動の取組  
学校保健安全法(第32条ニシテ)と連携して安全点検ボランティア(人財バンク)の活用により、安全点検を実施している。

運動の取組  
学校保健安全法(第32条ニシテ)と連携して安全点検ボランティア(人財バンク)の活用により、安全点検を実施している。

運動の取組  
学校保健安全法(第32条ニシテ)と連携して安全点検ボランティア(人財バンク)の活用により、安全点検を実施している。

# 「安全点検要領」を活用した先生方からの声

## 【安全点検の視点(安全点検の方法の映像)】

- これまで施設設備の劣化を見る点検をしてきたが、子供の動きを踏まえることも含め事故を防止するための視点がわかりやすい。
- 安全点検映像も点検を行う視点がわかりやすく、短時間で学べてよい。
- 【安全点検表】
- 点検表では、どのようなところを見ればよいか具体的に書かれている。
- 点検表について、日常と定期で分けて整理してあり使いやすい。
- 点検表に記載の観点は非常に納得的。学校の状況を踏まえて追加等できるのも良い。
- 集計シートにおいて、×や△の箇所が自動で色が付くので分かりやすくて良い。

## 【教職員の負担軽減】

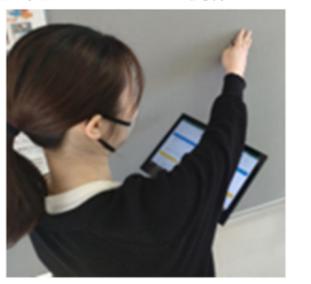
- 点検表のデジタル化により担当者の集計作業の効率化が図られ、管理職も点検結果の全体像を速やかに把握しやすい。
- すでにデジタル化を進めているが、自動集計は楽で、管理職も全体の点検結果を把握しやすい。

## 【専門家の活用】

- 教育委員会としても専門家の活用事例が参考になる。
- デジタル化により、点検結果を教育委員会とも共有できる。

## 【安全教育】

- 事故を防止する視点は、生徒の安全教育にも生かせる。
- 安全教育と一体的に進めることが重要であるので、こういった視点が要領の中にあるのはよい。



# 安全点検要領は、このような活用ができます

「安全点検要領」活用の一例を紹介し、各学校における事故防止に、有効に活用してください。

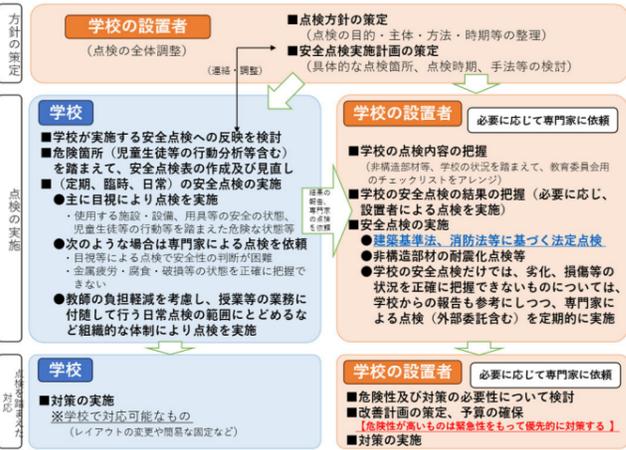
## 見る

安全点検の実施方法などが簡単に確認できます。



### 点検体制の整理（教職員、設置者、専門家の関わり） ※金属疲労等の専門性が必要なものは専門家に依頼

【参考】安全点検の実施の流れ（例）



### 点検後の対応・対策 ※学校の設置者と点検結果を共有し連携して対応

#### 4 改善措置と計画的な環境整備

【改善措置】施設設備の不備や危険箇所があった場合の改善措置を遅延なく行うことを促すため、以下のとおり、法的に定められています。

学校保健安全法（抜粋）  
第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅延なく、その改善を図るために必要な措置を講ずるべきであり、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

危険箇所の明示 (例)	立入禁止や閉鎖正又は使用場所の変更 (例)	危険物の除去 (例)	施設・設備の安全対策、修繕 (例)
危険箇所を明示する表示板	壁のコンクリートの一部が剥がれ、落下の恐れがある場合	廊下や教室に落下しそうな物を除去	壊れた窓ガラスの撤去

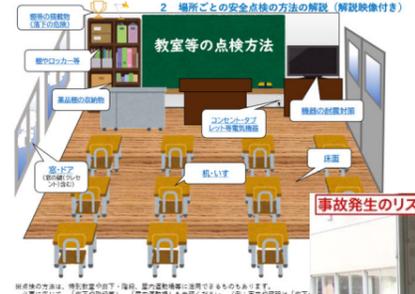
大規模な改修を行うなど校長が対応できない事項は、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図る必要があります。なお、安全点検の結果及び、修繕・改修等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有し、人事異動の際にも引き継ぐことが重要です。学校の設置者は、状況を確認の上、改善計画の策定と対応を実施（字置の確保等含む）し、極めて危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対応するとともに、この安全管理に関する情報、事故発生防止の観点から、各学校等と共有して安全点検に生かすことが重要です。

#### コラム 「教育委員会が学校と点検結果を共有し、安全管理に努める取組」

富城県白石市教育委員会では、「学校施設・設備管理マニュアル」を作成し、学校における安全点検結果の報告及び、臨時や日常の安全点検において危険等が発見された場合の対応等について、以下のとおり示しています。

- ① 各学校における点検表について、担当者から管理課に報告する。
- ② 毎月 学校施設設備等について安全点検を実施し、実施結果について教育委員会に報告。
- ③ 学校の安全点検だけでは、劣化、損傷等の状況を正確に把握できないものは、劣化、損傷等の状況から報告に基づき、専門家による点検 (外部委託含む) を定期的実施。

### 点検箇所ごとの安全点検の方法を映像等で解説 ※タブレット等で、点検場所等でも視聴できます。



#### 窓・ドア

【点検時期】 日常・定期

窓下に、足掛かりになるものがないか。  
窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。

【事故の発生リスク】

- 窓際の欄干、カーテンが閉じられている状態で窓が開いていると誤解して寄りかかるとより転落する。
- 窓ガラスにひび割れがあると地震の揺れ等で破損、また、窓ガラスが破損し、飛散する。
- 窓ガラスの破損による飛散防止の役割がなくなる。
- 窓ガラスの破損による飛散防止の役割がなくなる。
- 窓ガラスの破損による飛散防止の役割がなくなる。

【点検方法】

- 日常点検：授業の際に、窓下に足掛かりになるものがないかを目視で確認する。窓に衝突する恐れのあるものを置いていないか、開閉可能な鍵（クレセント）がかかっていないかも確認する。
- 定期点検：クレセントの点検方法を参照する。

【事故発生リスク】

- 窓からの転落防止の手すりやその他器具に異常がないかを確認する。
- 窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
- 内部建具を手で軽く押し、取付け部がガタつきがないか点検する。
- 窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
- 窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。

#### 校舎内外の主な点検箇所の点検方法を解説。点検映像は1~2分。

教室等の点検方法

- 窓下の足掛かり
- 窓ガラスのひび割れ
- 窓の異常
- 廊下の危険箇所
- 廊下の危険箇所
- 廊下の危険箇所

## 学ぶ

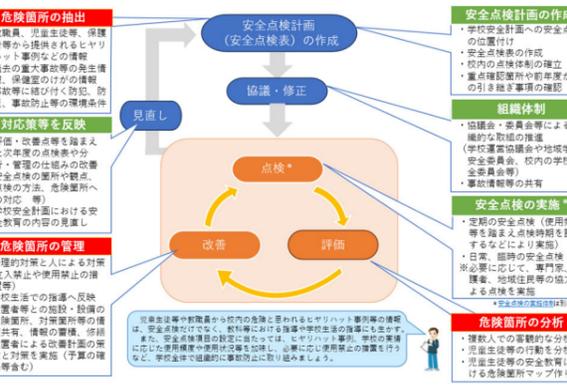
事故防止の重要な視点を学びます。点検項目の見直しにも参考になります。



### 危険箇所の「抽出」、「分析」、「管理」の在り方 ※ヒヤリハット事例等を共有し、組織的に対応

#### 2 学校における安全点検のPDCAサイクル

安全点検の実施については、学校安全計画に位置付け、単に決まった項目を毎年点検するだけでなく、児童生徒等の安全と緊密に関わりを持ちながら、学校生活の環境内にある危険箇所、ヒヤリハット事例及び危険な環境等について「抽出」「分析」「管理」する取組等を行うPDCAサイクルを繰り返して組織的に進めていくことがより重要であり、学校全体で事故を防止していく必要があります。



### これまでの重大事故事例を教訓として生かす ※事故情報から得られる安全点検の留意点も記載

#### 窓からの転落・落下事故

窓際での遊びや、窓の清掃中、窓が開いていることに気付かず落下する事故が多い

【事故発生が多かった場所は？】

- 1 教室 (保育室)
- 2 廊下
- 3 階段

【事故発生が多かった場面は？】

- 1 休憩時間中
- 2 清掃時中
- 3 部活動中

【事故情報から得られる安全点検の留意点】

- ★ 日常及び定期的安全点検において、教室や廊下等の窓の下に足掛かりとなるものが置かれていないかを確認する必要があります。
- ★ 定期的点検において、落下を防止する対策に不備を確認する必要があります。

### 事故防止に欠かせない「日常の安全点検」の実施の考え方 ※児童生徒等の目線に立った確認が重要

#### 2 「日常の安全点検」の実施の考え方

【日常の安全点検】で教職員が確認する重要なポイント

- ① 児童生徒等の行動の様子
- ② 物の移動などを含む状況の変化
- ③ 機器・設備等の劣化や損傷 (主に授業等で頻りに使用するもの)

【点検の留意点】

- ① 施設・設備、用具等の使用点検 (内容) 窓際等に足掛かりとなる設置物を置いていないかなど、死亡や重傷につながる事故が多い器具や用具等も含めた日常の使用状況、児童生徒等の事故につながる危険な行動等を点検する。
- ② 非構造部材等の劣化点検 (内容) 年により腐食やひび割れなどが発生し、耐震性能の低下や破損がもたらされるため、異常箇所の発見及びその進行状況について定期的な点検を実施する。
- ③ 棚や機器等の耐震性点検 (内容) 棚や機器等について、壁に固定するなど転倒・落下防止対策がとられているか点検する。

### 安全点検の「頻度」と「方法」 ※耐震性に関するものは年1回程度実施。ただし、使用頻度に応じて点検頻度を増やす等検討

#### 4 点検の頻度と方法

【点検の方法】 ※詳細は、【安全点検の方法の解説】を参照

- ① 目視：点検者が肉眼等で、ゆがみ、腐食、腐れ、腐食、異物の有無の確認する方法
- ② 触診等：部材に異常がないかを、実際に触れて確認する方法

## 実践する

点検要領を参考に安全点検を実施。デジタル化による実施は点検が効率的。



### 学校の実情を踏まえ、「安全点検表」を編集 ※デジタル化すれば、集計作業も効率的 ※点検表サンプルは、施設設備の劣化以外の事故防止の観点を重視

The table lists various inspection items for a general classroom (普通教室1) and includes columns for inspection status and dates.

### 安全点検要領を活用した安全点検の実施 (活用例) ※タブレットを活用した場合

- ① 点検方法をその場で確認 (視聴)
- ② デジタル化した点検表を使って、点検箇所を点検
- ③ 点検表に点検結果や、改善を要する点など入力

【点検時期】 日常

【事故の発生リスク】

- ・行事等で一時的に立てかけてあった重量のある長巻物が倒れてきて負傷する危険がある。

【点検の視点】

- ・一時的に立てかけている重量のあるもの (例、長巻、移動式段ボール) が、倒れたり、揺れたりする状態がないか点検します。

【点検の方法】

- ・児童生徒等が活動する範囲内、立てかけていた、重く積み重ねられている重量のあるものが、倒れたりしないよう、固定や注意喚起されているかを目視等で確認する。

【対応】

- ・児童生徒等が活動する場所は、重量のあるものを立てかけたり、高く積み重ねたりしない。

共有ネットワーク内等で、共同編集可能な設定にすると、より効率

### 児童生徒等の安全教育としても活用 ※事故防止には、安全教育と一体的な取組が必要 ※ヒヤリハット事例の報告様式サンプルも活用可能

【ヒヤリハット事例を活用していく注意】

- ① 安全点検だけでは児童生徒等の事故の防止は、児童生徒等の安全意識の高まりに寄与するものとなる。
- ② 安全点検において、施設・設備の劣化だけでなく、真に事故防止に資する点検項目の設定を生かせる。
- ③ 国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒等の方が、日常的な事故等に対し危険を感じる意識が高いことが示されている。

【ヒヤリハット事例を活用している学校の取組例】

- 総合的な学習の時間等における危険な場面発見
- 学校活動における生徒自身の「ヒヤリハット」体験の共有
- 保護委員会等の委員会活動でヒヤリハット事例 (自校のけがの発生状況) や予防対策をまとめる

# 床面

【点検時期】  
日常・行事前

☑床面の異常（滑りやすさなど）、破損（ささくれなど）などはないか。

## 【事故の発生リスク】

- ・濡れているところがあると、滑って転ぶ危険がある。
- ・体育の授業や休み時間、部活動等で、児童生徒が躓いて転倒や滑り込みなどをした際に、ささくれや欠けた木片などの剥離した床板の一部が突き刺さり負傷する危険がある など

## ■点検の視点

- 教室や廊下、屋内運動場などの床面に、濡れているところがないか点検します。
- 床板に危険なささくれや欠け、隙間などの破損がないか点検します。



屋内運動場の床の破損（雨漏りが重なり、床が大きく剥がれた）

## ■主な点検の方法

### 【日常の安全点検】

- ・普段から教室や廊下などの床面に、濡れているところがないか、濡れているところがそのままになっていないか目視により確認する。
  - ・屋内運動場での授業や活動前に、床板に危険なささくれや欠け、隙間がないか確認する。
- また、屋内運動場の床面にポールを立てる金具が外れたままになっていないかも確認する。

屋内運動場床面のポールを立てる金具が開いたままだと危険



床面の点検方法【動画】

## ■対応

- ・濡れているところは拭き取る。（雨漏りで濡れている場合などは、注意喚起とともに、学校の設置者に連絡しましょう。）
- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校の設置者に連絡しましょう。

【参考】床板の剥離による負傷事故の防止対策としての維持管理の取組等については、以下の通知を参照ください。

学校における安全点検に関する参考資料・体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（平成31年2月28日 事務連絡）

## 消費者事故等の通知について

消費者事故等の通知については、これまで「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年2月 22 日付事務連絡)のとおり文部科学省への情報通知に協力いただいておりますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

○「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年 2 月 22 日付事務連絡)

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt\\_stiiki-300000727\\_11.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt_stiiki-300000727_11.pdf)

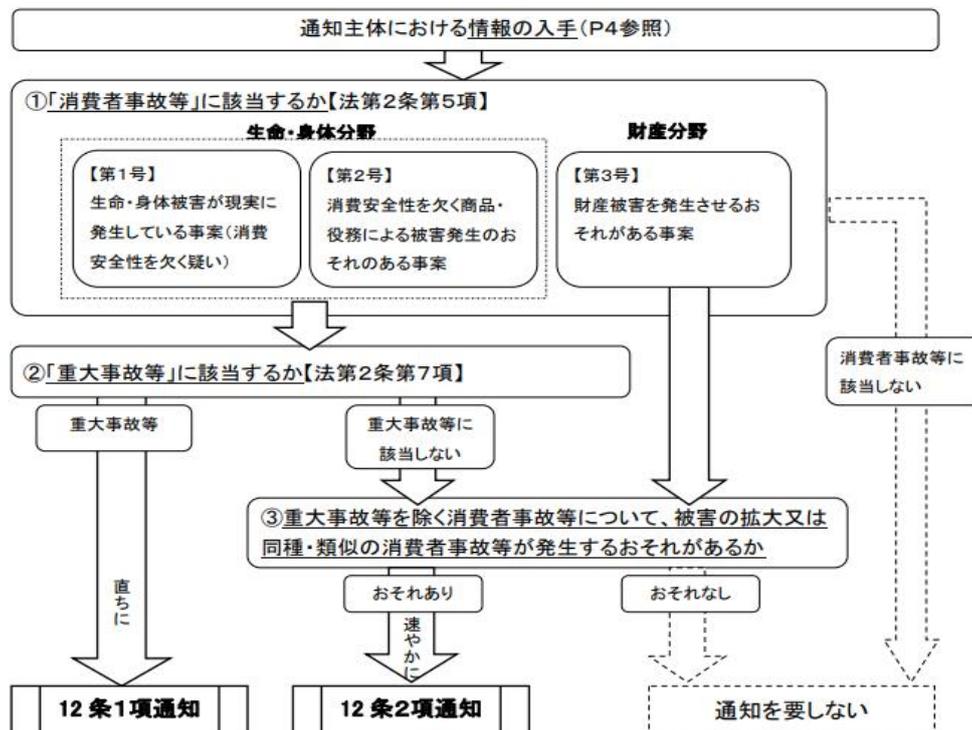
「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、情報通知に関する詳細や報告様式については、以下記載のウェブサイトから確認してください。

○消費者事故等の通知の運用マニュアル

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/assets/centralization\\_of\\_accident\\_information\\_240312\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf)

### ●通知までの流れ



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、後述する判断基準で以下のように分類を行う。

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②上記①に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③上記②以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるもの

⇒通知主体は、上記の分類に応じて通知を実施。

②に該当する場合：法第 12 条第 1 項の規定に基づいて直ちに通知

③に該当する場合：法第 12 条第 2 項の規定に基づいて速やかに通知

## ●通知すべき事案の考え方

### 「消費者事故等」に該当するかの判断

「消費者事故等」とは、消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、それらのうち、自然災害や労働災害、公害などは除かれる概念である。

〔要件〕

要件1:事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2:政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3:その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

### 「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実が発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

### 「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

## ●消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-6734-2565 (直通)

E-mail : [kyoiku@mext.go.jp](mailto:kyoiku@mext.go.jp)

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL : 03-6734-2674 (直通)

E-mail : [skikaku@mext.go.jp](mailto:skikaku@mext.go.jp)

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL : 03-6734-3953 (直通)

E-mail : [tiikisport@mext.go.jp](mailto:tiikisport@mext.go.jp)

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL : 03-6734-2904 (直通)

E-mail : [sangyo@mext.go.jp](mailto:sangyo@mext.go.jp)

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL : 03-6734-2292 (直通)

E-mail : [shisetulead-2@mext.go.jp](mailto:shisetulead-2@mext.go.jp)

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2966 (直通)

E-mail : [anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : [syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

(社会教育施設(博物館を除く)における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : [chisui@mext.go.jp](mailto:chisui@mext.go.jp)

(社会体育施設での一般利用時(学校体育、部活動利用時を除く)における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

E-mail : [stiiki@mext.go.jp](mailto:stiiki@mext.go.jp)

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室(施設係)

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : [seisyone@mext.go.jp](mailto:seisyone@mext.go.jp)

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : [hourei@mext.go.jp](mailto:hourei@mext.go.jp)